

○高知県警察公益通報処理規程

平成 18 年 4 月 24 日
高知県警察本部訓令第 15 号
警察本部
警察署

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)の施行に伴い、公安委員会及び県警察において、法に基づく公益通報を適切に処理するため、公安委員会及び県警察が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、県警察及び事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部通報 職員又は県警察の契約先の労働者が、県警察についての法令違反行為を県警察に公益通報することをいう。
- (2) 外部通報 労働者(公安委員会又は県警察を労務提供先とするものを除く。)が、公安委員会又は県警察が処分、勧告等の権限を有する通報対象事実を公安委員会又は県警察に公益通報することをいう。
- (3) 公益通報・相談窓口 公益通報を受理し、及び公益通報に関連する相談に応じるための窓口をいう。
- (4) 主管課 通報対象事実について処分、勧告等をする権限に係る事務を所掌する県本部又は署の課をいう。

(公益通報・相談窓口)

第 3 条 公益通報・相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 内部通報 警務部監察課(以下「監察課」という。)
- (2) 外部通報 警務部県民支援相談課及び署警務課
一部改正〔平成 25 年本部訓令 5 号〕

(公益通報・相談窓口への連絡)

第 4 条 公益通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、公益通報又は公益通報に関連する相談(以下「公益通報等」という。)をされたときは、遅滞なく、公益通報・相談窓口又は主管課への連絡その他の適切な措置をとるものとする。

(秘密の保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除)

第5条 公益通報等の処理に関与した職員は、公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報等の処理に関与した職員は、知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の情報により特定の個人を識別することができるものと認められるものをいい、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 職員は、原則として自らが関係する公益通報等の処理に関与してはならない。

4 本部長及び所属長は、次に掲げる職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(1) 正当な理由なく公益通報等に関する秘密を漏らした職員

(2) 公益通報等に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員

(公益通報の受理等)

第6条 公益通報・相談窓口は、公益通報を受理した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、外部通報のときは、その内容を主管課に連絡するものとする。ただし、主管課が直接受理した場合は、主管課において報告等を行うものとする。

2 公益通報を受理したときは、公益通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、これを受理した旨並びに通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを説明するものとする。

3 通報内容が公益通報に該当しないときは、通報者に対し、これを公益通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知するものとする。この場合において、通報内容が他の行政機関の処分、勧告等の権限に属するものであるときは、当該行政機関を遅滞なく教示するものとする。

4 各種相談の受理に際しては、相談者が公益通報制度を知らなかったことによって不利益を被ることのないよう、法の趣旨、内容等を適宜教示するとともに、相談内容が公益通報に該当しない場合でも、法の趣旨にのっとり相談者の保護に配慮した処理を行うものとする。

(調査の実施等)

第7条 公益通報に基づく調査は、通報者の秘密を守るとともに、個人情報
を保護するため、当該通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞な
く、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

2 調査に関しては、次に掲げる区分に従った通知に努めるものとする。

(1) 内部通報 監察課は、通報者に対し、調査を行う場合にあっては調査
を行う旨、着手の時期及び当該内部通報の処理を終了するまでに必要と
見込まれる期間を、調査を行わない場合にあってはその旨及び理由を遅
滞なく通知するよう努め、調査に着手した後は、利害関係人の秘密、信
用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、調査の進捗状況についても適
宜通知するよう努めること。

(2) 外部通報 主管課は、通報者に対し、当該外部通報の処理を終了する
までに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努め、調査に着手
した後は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、
プライバシー等に留意しつつ、調査の進捗状況についても適宜通知する
よう努めること。

(調査結果に基づく措置等)

第8条 調査の結果、法令違反行為又は通報対象事実があると認めるときは、
次に掲げる区分に従って措置するものとする。

(1) 内部通報 監察課又は関係所属(法令違反行為職員の所属その他内部
通報の処理に関係する所属をいう。以下この号において同じ。)は、法
令違反行為について速やかに是正措置、再発防止策等(以下「是正措置
等」という。)をとること。この場合において、関係所属がとった是正
措置等の内容については、速やかに監察課に連絡すること。

(2) 外部通報 主管課は、通報対象事実について速やかに法令に基づく措
置その他適切な措置をとること。

2 監察課又は主管課は、通報者に対し、必要な範囲で調査の結果及び前項
の措置の内容等を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(公安委員会への報告)

第9条 本部長は、公益通報の受理、調査結果、是正措置等について、速や
かに公安委員会に報告するものとする。

(内部通報に係る不利益な取扱いの禁止等)

第10条 職員は、内部通報をした者又は内部通報に関連する相談をした者(次
項において「通報者等」という。)に対し、当該内部通報又は当該内部通報

に関連する相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

2 通報者等は、前項の規定に違反した取扱いを受けたときは、監察課に対して相談し、その内容等に応じて必要な措置を求めることができる。

3 本部長及び所属長は、第 1 項の規定に違反した者に対して、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(署の報告要領)

第 11 条 署が受理した外部通報に係る報告要領等については、県本部の主管課を通じて行うものとする。

(法運用の主管課)

第 12 条 法の運用に関する事務は、監察課において行う。

(犯罪捜査の特例)

第 13 条 この規程にかかわらず、公益通報に基づき犯罪捜査を行う場合は、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)等犯罪捜査に関する法令の定めるところによるものとする。この場合において、主管課は、法の趣旨にのっとり、この規程に準じて適切な通報者の保護に努めなければならない。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日高知県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 17 日高知県警察本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。